

国立大学図書館協会の慶・弔意に関する申し合わせ

平成 9 年 11 月 5 日
平成 15 年 10 月 30 日最終改正
国立大学図書館協議会理事会

国立大学図書館協会（以下「協会」という。）における慶・弔事に対する表意は、原則として次の基準により、協会会長名で行うものとする。

（祝辞・祝電）

1. 協会会員館の組織の拡充、施設、設備の新增改築に係る祝辞・祝電は、当該会員館からの依頼に応じて贈ることができる。

（弔辞・生花）

2. 下記の者が死去した場合には、遺族と相談のうえ弔辞・生花を供えるものとする。
 - ① 会長
 - ② その他協会として弔意を表すことが必要と認めた者

（弔電）

3. 下記の者が死去した場合には、弔電を供えることができる。
 - ① 協会会員館館長
 - ② 協会会員館事務（部・課）長
 - ③ その他協会として弔意を表すことが必要と認めた者

（その他）

4. 第2項第2号及び第3項第3号の適用について、及びこの申し合わせに定めのない事項等が生じたときは、会長と副会長で協議するものとする。

付記 この申し合わせは、平成16年4月1日から実施する。